

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年12月11日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか35名
(自民党市議団, 公明党市議団,
無所属 副)

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 財務大臣,
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) 宛て

京都市会議長 名

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況の下, 一層本格化する少子高齢社会にあつて, 社会保障の費用を安定的に確保し, 将来にわたつて持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために, 社会保障・税一体改革関連8法案が昨年8月に成立した。

安倍内閣総理大臣は, 法律どおり平成26年4月1日から消費税率を5パーセントから8パーセントへ引き上げる決断をし, 法律では更に平成27年10月には10パーセントへ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引き上げは, 国民の暮らし, 特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから, 8パーセントへの引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし, これはあくまでも一時的な給付措置であり, 抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは, 逆進性対策としても, 国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり, 各種世論調査でも約7割が導入を望んでいる。

与党の平成25年度税制改正大綱では, 「消費税率の10%引き上げ時に, 軽減税率制度を導入することをめざす」とし, 「本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時まで, 関係者の理解を得た上で, 結論を得るものとする」と合意されている。

よつて国におかれては, 下記の事項について速やかに実施することを強く求める。

記

「軽減税率制度」の導入へ向けて, 与党間の合意に基づき, 年内に結論を得るべく鋭意努力すること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。